

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年11月1日

京都市長職務代理者 京都市助役 毛利 信 二

京都市規則第65号

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第3号を次のように改める。

- (3) 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)